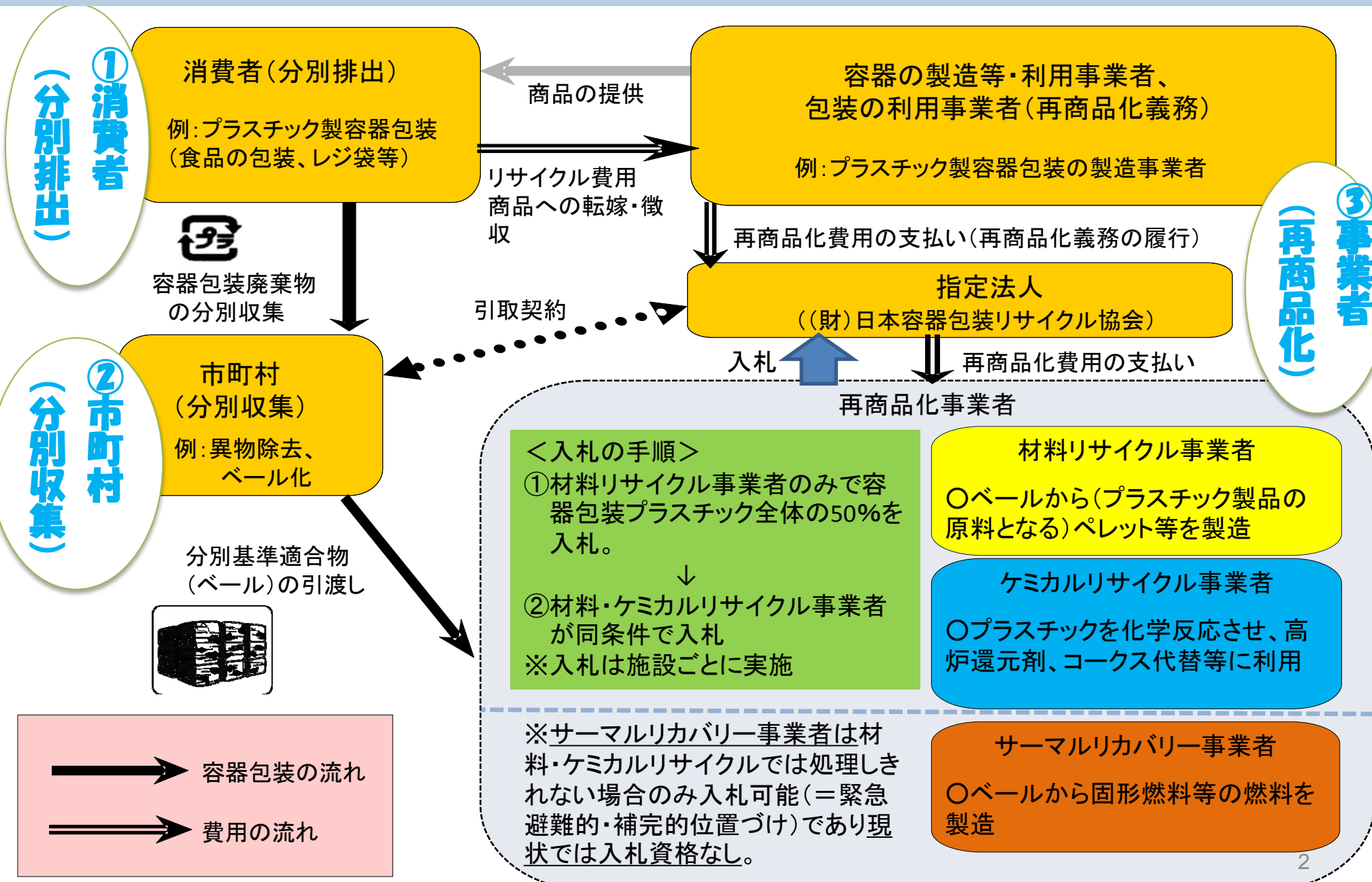


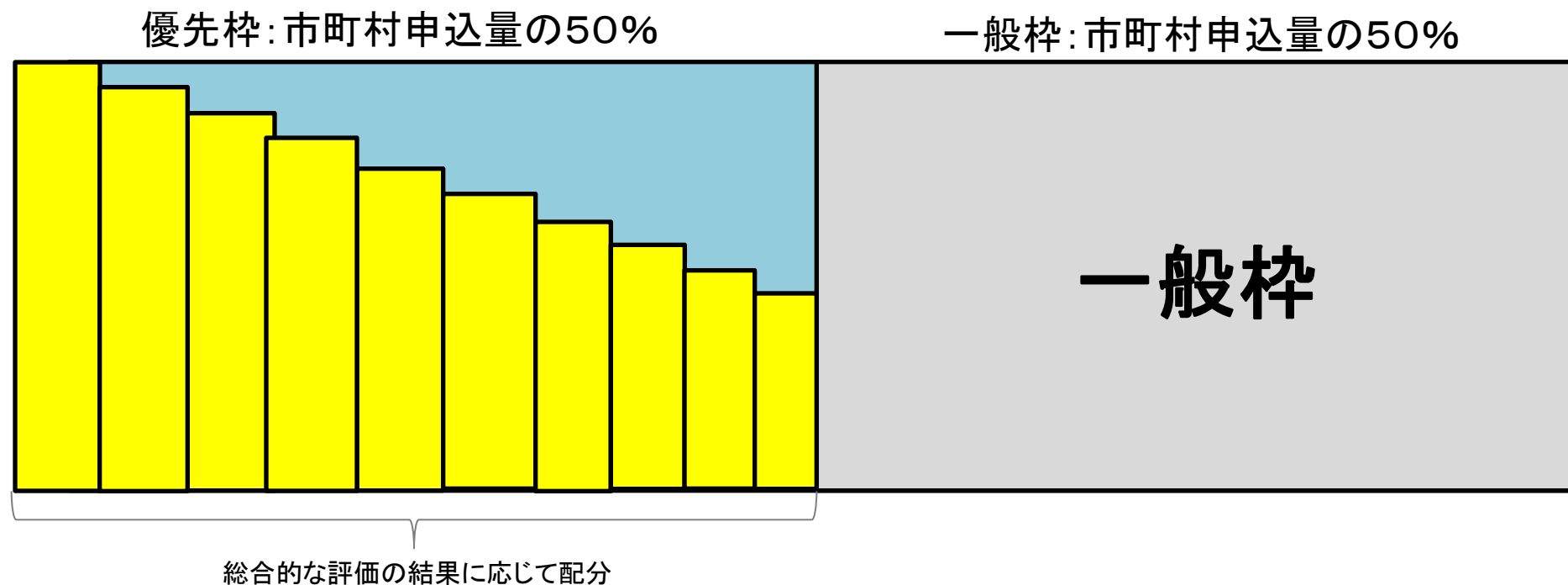
規制改革会議
エネルギー・環境WGヒアリング資料

平成25年3月28日(木)
経済産業省・環境省

容器包装プラスチックのリサイクルの流れ



プラスチック製容器包装再商品化事業者入札について（概念図）



- 市町村申込量の50%の優先枠は、中央環境審議会、産業構造審議会の合同会合報告に基づき設定。
- 50%の優先枠のうち黄色部分については、総合的な評価の結果に応じて、各事業者に傾斜配分される枠に応じて入札を行う。
- 一般枠については、ケミカルリサイクル事業者又は優先的取扱いの権利の無い材料リサイクル事業者が入札を行う。

プラスチック製容器包装 再商品化事業者入札について

「プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方に係るとりまとめ」(平成22年10月)

- ・入札制度における総合的な評価については、優先事業者間の取組の差が評価結果により明確に反映され、優良な事業者の育成につながるよう、評価方法の一層の定量化を図る。
- ・総合的な評価の結果が相対的に高い優先事業者が入札競争上有利に働く現行の措置については、その反映の程度をより強くする。



プラスチック製容器包装の入札にあたり、各材料リサイクル事業者を下記の観点から評価・点数化

- ① リサイクルの質・用途の高度化(単一素材化、品質管理手法、塩素濃度、主成分濃度、高度な利用)
- ② 環境負荷の低減効果等(環境負荷データ把握、他工程利用プラの高度な処理方法、環境管理手法)
- ③ 再商品化事業の適正かつ確実な実施(使途明示、利用先名公表、見学推進活動、情報公開工夫、業務改善指示の有無)

容器包装リサイクル法の見直しについて

○平成25年4月に改正容器包装リサイクル法施行から5年が経過し同法附則に基づき法の見直しを行う時期が到来する。

(参考)改正容器包装リサイクル法附則第4条

政府は、附則第1条第3号に規定する規定の施行(平成20年4月)後5年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○これを受け、環境省・経済産業省の合同審議会において専門的知見に基づき関係者からのヒアリングも含めた丁寧な審議を行う予定。当該審議の一環として「プラスチック製容器包装の再商品化手法の在り方」についても宿題事項として検討されることとなる。

6. 今後のプラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方

③材料リサイクル手法の優先的取扱いの在り方

(容り法の次期見直しの際の材料リサイクル手法の優先的取扱いの根本からの再検討)
…容り法の次期見直しの際には、上記のフォローアップや中長期的な課題についての議論の結果に基づき、各再商品化手法の再商品化製品やその利用製品に関する生産量、販売量、市場価格等の客観的データも整理した上で、環境負荷低減と資源の有効利用、経済コスト、わかりやすさ等の観点も踏まえ、材料リサイクル手法の優先的取扱いが、循環型社会構築の推進、社会全体のコストの低減、すべての関係者の協働といった容り法の趣旨・目的の背景となっている考え方に照らして、現行の取扱いが関係者の十分な理解と納得を得ることができるかどうか、以下に述べる燃料利用の在り方とともに検討を行い、その結果に応じて、プラスチック製容器包装の再商品化手法の在り方を根本から再検討すべきである。

再商品化手法別落札量と落札単価の推移

